

特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂 新旧対照表

(下線部分は改訂部分)

改 訂	現 行
<p>2. 特定適格消費者団体の認定</p> <p>特定適格消費者団体の認定については、法第65条第4項から第6項までに基準が掲げられているが、審査に当たり特に留意すべき点は以下のとおりである。なお、申請者が認定の要件（法、規則及び以下の審査の基準）を満たすかどうかについては、申請書類に基づく審査とともに、必要に応じ、申請者に対し追加して書類の提出を求めるほか、申請者の役職員や情報提供者に対する事情聴取、実地の調査等を行い、個別具体的に判断するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 体制及び業務規程（法第65条第4項第2号関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～エ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">オ 業務委託</p> <p>特定適格消費者団体は、被害回復関係業務を遂行するに際して、その業務の一部を、第三者に委託することもあり得る。特定適格消費者団体は「被害回復関係業務を適正に遂行するための体制」(法第65条第4項第2号)を適切に整備する必要があることから、特定適格消費者団体が第三者に被害回復関係業務の一部を委託する場合は、以下の要件を満たす必要がある。なお、外部の人物又は組織に業務の一部を委託しても直ちに業務の適正性が損なわれることのない裁量の余地の乏しい業務（例え</p>	<p>2. 特定適格消費者団体の認定</p> <p>特定適格消費者団体の認定については、法第65条第4項から第6項までに基準が掲げられているが、審査に当たり特に留意すべき点は以下のとおりである。なお、申請者が認定の要件（法、規則及び以下の審査の基準）を満たすかどうかについては、申請書類に基づく審査とともに、必要に応じ、申請者に対し追加して書類の提出を求めるほか、申請者の役職員や情報提供者に対する事情聴取、実地の調査等を行い、個別具体的に判断するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 体制及び業務規程（法第65条第4項第2号関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～エ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">オ 業務委託</p> <p>特定適格消費者団体は、被害回復関係業務を遂行するに際して、その業務の一部を、第三者に委託することもあり得る。特定適格消費者団体は「被害回復関係業務を適正に遂行するための体制」(法第65条第4項第2号)を適切に整備する必要があることから、特定適格消費者団体が第三者に被害回復関係業務の一部を委託する場合は、以下の要件を満たす必要がある。なお、外部の人物又は組織に業務の一部を委託しても直ちに業務の適正性が損なわれることのない裁量の余地の乏しい業務（例え</p>

ば、郵便の送付など) や、被害回復関係業務の一部には該当しうるが被害回復裁判手続との関連性が乏しい業務(例えば、消費者からの情報提供を常時受け付けることができる特定適格消費者団体のウェブサイトの改修など)は、以下の要件を満たす必要はない。

また、個々の委託先との関係が以下の要件を満たしていたとしても、法が特定適格消費者団体に限って被害回復関係業務を遂行することを認めた趣旨からすると、被害回復関係業務の大半を第三者に委託するような業務委託は許されない。被害回復関係業務の大半が第三者に業務委託されているか否かは、特定適格消費者団体が自ら行った業務の内容と委託を受けた第三者が行った業務の内容の比較、委託に要する費用が当該事案に関する被害回復関係業務全体に要する費用に占める割合などを総合的に考慮して判断するものとする。

(a) 特定適格消費者団体と委託先との契約において、次の条項が盛り込まれていること。

①～③ (略)

④ 委託先が受託した業務(裁量の余地が乏しいもの及び被害回復裁判手続との関連性が乏しいものを除く。)を自らの代わりに第三者に委託すること(以下「再委託」という。)に関して、受託した業務の大半を再委託することが禁止されていること(大半か否かは、委託先が自ら行った業務の内容と再委託先が行った業務の内容の比較、再委託に要する費用が当該委託先に委託するために要する費用に占める割合などを総合的に考慮して判断するものとする。))。

ば、郵便の送付など)は、以下の要件を満たす必要はない。

また、個々の委託先との関係が以下の要件を満たしていたとしても、法が特定適格消費者団体に限って被害回復関係業務を遂行することを認めた趣旨からすると、被害回復関係業務の大半を第三者に委託するような業務委託は許されない。被害回復関係業務の大半が第三者に業務委託されているか否かは、特定適格消費者団体が自ら行った業務の内容と委託を受けた第三者が行った業務の内容の比較、委託に要する費用が当該事案に関する被害回復関係業務全体に要する費用に占める割合などを総合的に考慮して判断するものとする。

(a) 特定適格消費者団体と委託先との契約において、次の条項が盛り込まれていること。

①～③ (略)

④ 委託先が受託した業務(裁量の余地が乏しいものを除く。)を自らの代わりに第三者に委託すること(以下「再委託」という。)に関して、受託した業務の大半を再委託することが禁止されていること(大半か否かは、委託先が自ら行った業務の内容と再委託先が行った業務の内容の比較、再委託に要する費用が当該委託先に委託するために要する費用に占める割合などを総合的に考慮して判断するものとする。))。

(b)～(d) (略)

カ・キ (略)

(3) 理事及び理事会（法第65条第4項第3号関係）

ア 被害回復関係業務の執行に係る重要な事項の決定

①～⑧ (略)

⑨ 裁量の余地が乏しい業務及び被害回復裁判手続との関連性が乏しい業務以外の被害回復関係業務の一部を第三者に委託する場合

イ (略)

(4) 被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験（法第65条第4項第4号関係）

ア・イ (略)

ウ 申請書の添付書類

規則第10条第2項第3号に規定する「専門委員が消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）第四条及び第五条に定める要件に適合することを証する書類」のうち、同規則第4条第1号及び第2号に関する書類としては、例えば、①これらの号に掲げる資格を取得したことを証する書面の写し、②従事した消費生活相談に応ずる業務の内容、勤務先及び期間について記載した勤務先の作成に係る書面又は業務の内容等について具体的に記載し内容が真実であることを認めて署名若しくは記名押印した書面が該当し、同条第3号に関する書類としては、例えば、消費生活相談に応ずる業務以外に消費者の利益の擁護に関する業務に従事してきたことについて具体的に記載し内容が真実であることを認めて署名又は記名押印した書

(b)～(d) (略)

カ・キ (略)

(3) 理事及び理事会（法第65条第4項第3号関係）

ア 被害回復関係業務の執行に係る重要な事項の決定

①～⑧ (略)

⑨ 裁量の余地が乏しい業務以外の被害回復関係業務の一部を第三者に委託する場合

イ (略)

(4) 被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験（法第65条第4項第4号関係）

ア・イ (略)

ウ 申請書の添付書類

規則第10条第2項第3号に規定する「専門委員が消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）第四条及び第五条に定める要件に適合することを証する書類」のうち、同規則第4条第1号及び第2号に関する書類としては、例えば、①これらの号に掲げる資格を取得したことを証する書面の写し、②従事した消費生活相談に応ずる業務の内容、勤務先及び期間について記載した勤務先の作成に係る書面又は業務の内容等について具体的に記載し内容が真実であることを認めて署名若しくは記名押印した書面が該当し、同条第3号に関する書類としては、例えば、消費生活相談に応ずる業務以外に消費者の利益の擁護に関する業務に従事してきたことについて具体的に記載し内容が真実であることを認めて署名又は記名押印した書

面が該当する。

消費者契約法施行規則第5条第1号に関する書類としては、例えば、日本弁護士連合会の発行する身分証明書の写し又は弁護士の所属する弁護士会が発行する資格証明書、同条第2号に関する書類としては、例えば、司法書士の所属する司法書士会の発行する資格証明書、同条第3号に関する書類としては、例えば、教授、准教授、助教又は講師（非常勤の者を除く。）の職にある者については大学が作成する在職証明書、同条第4号に関する書類としては、例えば、裁判官又は検察官であったことについて具体的に記載し内容が真実であることを認めて署名又は記名押印した書面が該当する。

(5) 経理的基礎（法第65条第4項第5号関係）

ア 意義

法第65条第4項第5号に規定する「被害回復関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること」とは、特定適格消費者団体が被害回復関係業務を安定的かつ継続的に行うに足りる財政基盤を有していることをいい、一定額以上の基本財産を自ら保有している場合に限られるものではない。

この「経理的基礎を有する」か否かの判断に当たっては、申請者の規模、想定している被害回復裁判手続の件数など計画している被害回復関係業務の内容、継続的なボランティアの参画状況、被害回復関係業務及び差止請求関係業務以外の業務による収入の見込み、約されている寄附の状況、情報機器の利用や他の特定適格消費者団体との連携体制の構築による効率的な業務運営の見込み、差止請求関係業務の実施の状況、予想外の

面が該当する。

消費者契約法施行規則第5条第1号に関する書類としては、例えば、日本弁護士連合会の発行する身分証明書の写し又は弁護士の所属する弁護士会が発行する資格証明書、同条第2号に関する書類としては、例えば、司法書士の所属する司法書士会の発行する資格証明書、同条第3号に関する書類としては、例えば、教授又は准教授の職にある者については大学が作成する在職証明書、同条第4号に関する書類としては、例えば、裁判官又は検察官であったことについて具体的に記載し内容が真実であることを認めて署名又は記名押印した書面が該当する。

(5) 経理的基礎（法第65条第4項第5号関係）

ア 意義

法第65条第4項第5号に規定する「被害回復関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること」とは、特定適格消費者団体が被害回復関係業務を安定的かつ継続的に行うに足りる財政基盤を有していることをいい、一定額以上の基本財産を自ら保有している場合に限られるものではない。

この「経理的基礎を有する」か否かの判断に当たっては、申請者の規模、想定している被害回復裁判手続の件数など計画している被害回復関係業務の内容、継続的なボランティアの参画状況、被害回復関係業務及び差止請求関係業務以外の業務による収入の見込み、約されている寄附の状況、情報機器の利用や他の特定適格消費者団体との連携体制の構築による効率的な業務運営の見込み、差止請求関係業務の実施の状況、予想外の

事態により活動資金が途絶えそうな場合に備えた資金確保の方法等を踏まえ、総合的に考慮するものとする。

なお、既に債務超過状態に陥っている場合は、債務超過の額、債務の支払期限、債務超過状態に陥った原因、債務超過状態を解消する見込み等も踏まえて、特定適格消費者団体が被害回復関係業務を安定的かつ継続的に行うに足りる財政基盤を有しているか否かを判断するものとする。債務超過状態に陥ることが確実に予見される場合も、同様とする。

イ 申請書の添付書類

法第66条第2項第7号に規定する「最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類」とは、①特定認定の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるもの並びに②特定認定の有効期間（当該特定認定の日から起算して3年。ただし、当該特定認定の日における当該特定認定に係る消費者契約法第13条第1項の認定の有効期間の残存期間が3年より短いときは残存期間と同一の期間とし、残存期間が3年より長いときは残存期間から3年を控除した期間）の満了の日の属する事業年度までにおける収支（会費、寄附金、差止請求関係業務及び被害回復関係業務以外の業務による収入、借入金等の収入並びに役員又は専門委員の報酬、職員の賃金、弁護士報酬、事務所の賃料等の支出）の見込みとその算出根拠を具体的に記載した書類とする。

なお、収支見込み等は、差止請求関係業務及び被害回復関係

事態により活動資金が途絶えそうな場合に備えた資金確保の方法等を踏まえ、総合的に考慮するものとする。

なお、既に債務超過状態に陥っている場合や、債務超過状態に陥ることが確実に予見される場合には、この要件は満たさないものとする。

イ 申請書の添付書類

法第66条第2項第7号に規定する「最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類」とは、①特定認定の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるもの並びに②特定認定の有効期間（当該特定認定の日から起算して3年。ただし、当該特定認定の日における当該特定認定に係る消費者契約法第13条第1項の認定の有効期間の残存期間が特定認定の有効期間より短い場合には、同項の認定の有効期間の残存期間と同一の期間）の満了の日の属する事業年度までにおける収支（会費、寄附金、差止請求関係業務及び被害回復関係業務以外の業務による収入、借入金等の収入並びに役員又は専門委員の報酬、職員の賃金、弁護士報酬、事務所の賃料等の支出）の見込みとその算出根拠を具体的に記載した書類とする。

なお、収支見込み等は、差止請求関係業務及び被害回復関係業務に関する業務計画書（消費者契約法第14条第2項第3号及

業務に関する業務計画書（消費者契約法第14条第2項第3号及び法第66条第2項第3号）並びに差止請求関係業務及び被害回復関係業務以外の業務を行う場合におけるその業務の種類及び概要を記載した書類（消費者契約法第14条第2項第10号及び法第66条第2項第10号）と整合性が図られている必要がある。

(6)・(7) (略)

(8) 業務規程の記載事項（法第65条第4項第2号及び第5項関係）
ア～ス (略)

セ その他被害回復関係業務の実施に関し必要な事項

規則第8条第6号に規定する「その他被害回復関係業務の実施に関し必要な事項」とは、上記イからスまでに規定する事項のほかに、被害回復関係業務の実施に必要な事項をいい、以下の事項が含まれていなければならない。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 本人確認に関する事項

特定適格消費者団体は、授権をした対象消費者の権利を実現させる事務を行うことに鑑み、授権をした対象消費者が本人かどうか確認することが必要となる。本人確認は、特定適格消費者団体がこれを怠った場合は、真の権利者から賠償請求される可能性があることを踏まえ、適切な方法で行われる必要がある。適切な方法としては、例えば、特定適格消費者団体が授権をしようとする消費者と対面し運転免許証、パスポート、写真付の住民基本台帳カード又はマイナンバーカードといった本人確認書類の提示を受けて本人かどうか確認する方法のほか、本人限定受取による郵便等を用いる方法、

び法第66条第2項第3号）並びに差止請求関係業務及び被害回復関係業務以外の業務を行う場合におけるその業務の種類及び概要を記載した書類（消費者契約法第14条第2項第10号及び法第66条第2項第10号）と整合性が図られている必要がある。

(6)・(7) (略)

(8) 業務規程の記載事項（法第65条第4項第2号及び第5項関係）
ア～ス (略)

セ その他被害回復関係業務の実施に関し必要な事項

規則第8条第6号に規定する「その他被害回復関係業務の実施に関し必要な事項」とは、上記イからスまでに規定する事項のほかに、被害回復関係業務の実施に必要な事項をいい、以下の事項が含まれていなければならない。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 本人確認に関する事項

特定適格消費者団体は、授権をした対象消費者の権利を実現させる事務を行うことに鑑み、授権をした対象消費者が本人かどうか確認することが必要となる。本人確認は、特定適格消費者団体がこれを怠った場合は、真の権利者から賠償請求される可能性があることを踏まえ、適切な方法で行われる必要がある。適切な方法としては、例えば、特定適格消費者団体が授権をしようとする消費者と対面し運転免許証、パスポート又は写真付の住民基本台帳カードといった本人確認書類の提示を受けて本人かどうか確認する方法のほか、本人限定受取による郵便等を用いる方法、対象消費者から本人確

対象消費者から本人確認書類の写しの交付を受ける方法などが該当する。

3. 有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可（法第69条第2項、第71条第3項及び第72条第3項関係）

特定認定の有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可に係る審査基準は、法第69条第6項、第71条第6項及び第72条第6項の規定により準用する法第65条の特定認定の審査基準による。

なお、特定認定の有効期間の更新に際しては、以下の事項に留意する必要がある。

ア （略）

イ 経理的基礎

法第69条第6項の規定により、法第65条第4項第5号の規定が準用されるため、特定認定の有効期間を更新するためには、被害回復関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有していることが必要である。

この要件を満たしているか否かは、直近の特定認定又は有効期間の更新の申請の際にそれぞれ提出した収支の見込み（法第66条第2項第7号、上記2.（5）イ）と実際の収支との乖離の程度、その理由なども踏まえて判断する必要がある。

認書類の写しの交付を受ける方法などが該当する。

3. 有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可（法第69条第2項、第71条第3項及び第72条第3項関係）

特定認定の有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可に係る審査基準は、法第69条第6項、第71条第6項及び第72条第6項の規定により準用する法第65条の特定認定の審査基準による。

なお、特定認定の有効期間の更新に際しては、以下の事項に留意する必要がある。

ア （略）

イ 経理的基礎

法第69条第6項の規定により、法第65条第4項第5号の規定が準用されるため、特定認定の有効期間を更新するためには、被害回復関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有していることが必要である。

上記2.（5）アのとおり、既に債務超過状態に陥っている場合や、債務超過状態に陥ることが確実に予見される場合には、経理的基礎の要件は満たさないが、特定適格消費者団体は、被害回復関係業務の遂行により一時的に大きな費用を支出することがあり得る。そこで、特定認定の有効期間の更新の可否を判断する際には、最終的に対象消費者から報酬及び費用を回収する見込みがあるか否かを踏まえる必要がある。なお、特定認定を取り消すか否かを判断する際も、同様である。

また、特定認定の有効期間を更新する際に法第69条第6項の規

<p>4. 被害回復関係業務等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報開示義務(法第28条関係)</p> <p>簡易確定手続申立団体は、法第28条第1項の規定に基づき連絡先の開示を受けた場合には、法第25条第1項に規定する通知をする必要がある。ただし、法第25条第1項に規定する通知は届出期間の末日の1月前までにする必要があるため、届出期間の末日の1月前より後に開示を受けた場合は、法第25条第1項に規定する通知をする必要はない。また、開示を受けたのが届出期間の末日の1月前より前であっても、開示を受けた連絡先に通知をするのに必要になる合理的な期間より後に開示を受けた場合も同様である。もっとも、これらの場合であっても、簡易確定手続申立団体は、授権をする期間の経過前に開示を受けた場合には、任意の方法で連絡をすることが望ましい。</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>5. 監督</p> <p>(1) 帳簿書類(消費者契約法第30条関係)</p> <p>ア (略)</p>	<p>定により準用される法第65条第4項第5号の要件を満たしているか否かは、直近の特定認定又は有効期間の更新の申請の際にそれぞれ提出した収支の見込み(法第66条第2項第7号、上記2.(5)イ)と実際の収支との乖離の程度、その理由なども踏まえて判断する必要がある。</p> <p>4. 被害回復関係業務等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報開示義務(法第28条関係)</p> <p>簡易確定手続申立団体は、法第28条第1項の規定に基づき連絡先の開示を受けた場合には、法第25条第1項に規定する通知をする必要がある。ただし、法第25条第1項に規定する通知は届出期間の末日の1月前までにする必要があるため、届出期間の末日の1月より後に開示を受けた場合は、法第25条第1項に規定する通知をする必要はない。また、開示を受けたのが届出期間の末日の1月前であっても、開示を受けた連絡先に通知するのに必要になる合理的な期間より後に開示を受けた場合も同様である。もっとも、これらの場合であっても、簡易確定手続申立団体は、授権をする期間の経過前に開示を受けた場合には、任意の方法で連絡をすることが望ましい。</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>5. 監督</p> <p>(1) 帳簿書類(消費者契約法第30条関係)</p> <p>ア (略)</p>
--	---

イ 個別事項

消費者契約法施行規則第21条第2項に規定する特定適格消費者団体が作成・保存すべき帳簿書類は、以下のとおりである。

(ア) (略)

(イ) 被害回復裁判手続の概要及び結果を記録したもの

被害回復裁判手続の事案ごとに、時系列に従って以下の事項を記載するものとする。

(a) (略)

(b) 仮差押命令の申立てに係る決定があった場合は、決定をした裁判所、事件番号、事件の表示(事件名)、決定日及び決定の主文

なお、仮差押命令の申立てに係る決定書の写しを添付することで代えることができるものとする。

また、独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。)が仮差押命令の担保を立てたときは、その旨、担保の額及び担保を立てた方法も記載するものとする。

(c)～(j) (略)

(ウ)～(コ) (略)

(サ) 被害回復関係業務の一部を委託した場合にあっては、事案ごとに、委託を受けた者の氏名又は名称及びその者を選定した理由、委託した業務の内容並びに委託に要した費用を支払った場合にあってはその額

なお、裁量の余地の乏しい業務及び被害回復裁判手続との関連性が乏しい業務について委託した場合には、記載する必

イ 個別事項

消費者契約法施行規則第21条第2項に規定する特定適格消費者団体が作成・保存すべき帳簿書類は、以下のとおりである。

(ア) (略)

(イ) 被害回復裁判手続の概要及び結果を記録したもの

被害回復裁判手続の事案ごとに、時系列に従って以下の事項を記載するものとする。

(a) (略)

(b) 仮差押命令の申立てに係る決定があった場合は、決定をした裁判所、事件番号、事件の表示(事件名)、決定日及び決定の主文

なお、仮差押命令の申立てに係る決定書の写しを添付することで代えることができるものとする。

(c)～(j) (略)

(ウ)～(コ) (略)

(サ) 被害回復関係業務の一部を委託した場合にあっては、事案ごとに、委託を受けた者の氏名又は名称及びその者を選定した理由、委託した業務の内容並びに委託に要した費用を支払った場合にあってはその額

なお、裁量の余地の乏しい業務について委託した場合には、記載する必要はない。

要はない。

(2) 財務諸表等（消費者契約法第 31 条関係）

ア （略）

イ 事業報告書の記載事項

特定適格消費者団体は、その事業報告書に、適格消費者団体として記載していた事項のほか、以下の事項を記載する必要がある。

(ア) 特定適格消費者団体が第三者に被害回復関係業務の一部（郵便の送付など裁量の余地が乏しい業務及び被害回復裁判手続との関連性が乏しい業務を除く。）を委託した場合は、事案ごとに以下の事項（消費者契約法施行規則第 21 条第 2 項第 11 号に規定する事項）

(イ) （略）

ウ （略）

(3) 不利益処分等（法第 85 条、第 86 条及び第 88 条並びに消費者契約法第 32 条関係）

ア・イ （略）

ウ 適合命令及び改善命令

適合命令は、法第 85 条第 1 項所定の「特定適格消費者団体が法第六十五条第四項第二号から第七号までに掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるとき」になされ、改善命令は、同条第 2 項所定の「前項に定めるもののほか、特定適格消費者団体が第六十五条第六項第三号に該当するに至ったと認めるとき、特定適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が被害回復関係業務の遂行に関しこの法律の規定に違

(2) 財務諸表等（消費者契約法第 31 条関係）

ア （略）

イ 事業報告書の記載事項

特定適格消費者団体は、その事業報告書に、適格消費者団体として記載していた事項のほか、以下の事項を記載する必要がある。

(ア) 特定適格消費者団体が第三者に被害回復関係業務の一部（郵便の送付など裁量の余地が乏しい業務を除く。）を委託した場合は、事案ごとに以下の事項（消費者契約法施行規則第 21 条第 2 項第 11 号に規定する事項）

(イ) （略）

ウ （略）

(3) 不利益処分等（法第 85 条、第 86 条及び第 88 条並びに消費者契約法第 32 条関係）

ア・イ （略）

ウ 適合命令及び改善命令

適合命令は、法第 85 条第 1 項所定の「特定適格消費者団体が法第六十五条第四項第二号から第七号までに掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるとき」になされ、改善命令は、同条第 2 項所定の「前項に定めるもののほか、特定適格消費者団体が第六十五条第六項第三号に該当するに至ったと認めるとき、特定適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が被害回復関係業務の遂行に関しこの法律の規定に違

反したと認めるとき、その他特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」になされるところ、同条第2項に規定する「その他特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」とは、特定適格消費者団体が法令違反の業務運営を行っている場合のみならず、およそ特定適格消費者団体として適正な業務運営を確保し得ないおそれのある場合を含み、例えば、次のような場合が該当する。

①～⑤ (略)

⑥ 国民生活センターが特定適格消費者団体に代わって仮差押命令の担保を立てている期間中に、特定適格消費者団体が、回復させる見込みがないにもかかわらず、いたずらにその財産を散逸させる行為を行う場合

エ (略)

(4)・(5) (略)

反したと認めるとき、その他特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」になされるところ、同条第2項に規定する「その他特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」とは、特定適格消費者団体が法令違反の業務運営を行っている場合のみならず、およそ特定適格消費者団体として適正な業務運営を確保し得ないおそれのある場合を含み、例えば、次のような場合が該当する。

①～⑤ (略)

エ (略)

(4)・(5) (略)